

参考資料

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例 (平成12年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>もみ殻の収集及び加工に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第6条 <u>業として資源をセンターに搬入しようとするものが前条第1項の許可を受けようとする場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により利用の登録を受けた者(以下「搬入登録事業者」という。)に対し、搬入事業者登録証を交付するものとする。</u></p> <p>(変更の登録)</p> <p>第7条 <u>搬入登録事業者は、当該利用の登録の内容に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、変更の登録を受けなければならない。</u></p> <p>(廃業の届出)</p> <p>第8条 <u>搬入登録事業者は、当該利用の登録に係る事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(登録の有効期間及び更新)</p> <p>第9条 <u>第6条第1項の利用の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。第7条の規定による変更の登録を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「利用の登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の利用の登録は、利用の登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、登録の更新がされたときは、その利用の登録の有効期間は、従前の利用の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p>(登録の取消し等)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>もみ殻の加工に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

第10条 市長は、搬入登録事業者がセンターに市内で発生した資源以外のものを搬入したと認めるときその他規則で定める不正を行ったと認めるときは、当該利用の登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により利用の登録を取り消されたものは、当該利用の登録の取消の日から6月を経過するまでの間は、第6条第1項の規定による利用の登録を受けることはできない。

3 第6条第1項の規定による利用の登録を受けずに業として資源をセンターに搬入したものは、当該搬入をしたことが判明した日から6月を経過するまでの間は、同項の規定による利用の登録を受けることはできない。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による利用の登録の取消しを複数回受けたもの、前項の規定による利用の登録の制限を複数回受けたものその他利用の登録をすることが適当でないと認めるものについては、第6条第1項の規定による利用の登録をしないものとする。

(利用の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は利用させないことができる。

(1) (略)

(2) 業として資源をセンターに搬入しようとするものにあつては、有効な搬入事業者登録証を所持していないとき。

(3) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資源をセンターに搬入するものに対し、当該搬入に係る資源の発生場所、第10条第1項に規定する不正及び同条第3項に規定する搬入に該当するかどうかに関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは資源の発生場所として申告を受けた場所その他関係する場所に立ち入らせ、当該搬入に係る資源の発生場所、同条第1項に規定する不正及び同条第3項に規定する搬入に該当するかどうかに関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせる

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は利用させないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

第7条 (略)

ことができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第14条 (略)

附 則

(利用の登録制度の円滑な運用のための調査に関する特例)

3 当分の間、市長は、第13条の規定にかかわらず、利用の登録制度の円滑な運用を確保するため、本条例の運用に関する調査を行うことができるものとする。この場合においては、その職員に、関係する場所に立ち入らせ、調査させ、又は関係者に対する質問をさせることができる。

4 前項の調査については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

別表(第12条第1項)

(略)

第8条 (略)

附 則

別表(第7条第1項)

(略)